

地域福祉をめぐる諸課題と 「社会福祉施設と社協の協働」による 地域公益活動の展開

全国社会福祉協議会
地域福祉部長 佐甲 学

1. 地域における福祉課題の広がり

<孤立死の防止> 死亡後長期間発見されない孤立死が各地で発生し、社会問題化。単身高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加、支援を望まない単身者の増加等、様々な要因が考えられる。

⇒ 単身者の地域からの孤立の防止

<徘徊死・不明者> 認知症高齢者等が徘徊し、行方不明や死亡に至るケースがみられる。地域の理解不足などもあり、発見・保護に時間がかかることが原因の一つと考えられる。

⇒ 地域の人々による認知症の理解と早期発見

<高齢者・障害者虐待の発見>

- ・市町村等が対応する高齢者虐待相談・通報件数増加(H23年度23,404件⇒H22年度25,310件)。
- ・ // 障害者虐待相談・通報件数[養育者](H25年度3,260件⇒H26年度3,2604,635件)
- ・被虐待者自ら訴えることは少なく、また、虐待されている自覚がない者も少なくない。

⇒ 孤立している介護世帯等の早期発見と支援

<児童虐待の発見>

- ・児童相談所の児童虐待に関する相談件数は増加の一途(H21年度44,211件⇒H22年度66,701件)
- ・虐待が行われた家族の特徴として、核家族で、30代の親に多く、「経済的な困難」、「虐待者の心身の状況」、「ひとり親家庭」が指摘されている(こども未来財団「児童虐待相談のケース分析等に関する調査研究<主任研究者:丸山浩一全国児童相談所長会会長>結果報告書(平成21年3月)」)。

⇒ 子育てへの心理的負担感軽減のための支援

<障害者の地域移行> 平成23年度末までの見込みとして、福祉施設から地域への移行は2.1万人。「精神保健医療福祉の改革ビジョン」では、入院中の精神障害者を19.6万人(H17)から15万人(H26)に削減する目標を提示。

⇒ 地域の受け皿づくり

<消費者被害> 近年、高齢者・障害者の消費者被害が増加。特に、一人暮らしの高齢者が格好の標的になっている。被害にあった自覚のない人も多い。

⇒ 身近な相談者、生活変化を察知できる関係が必要

<災害時要援護者> 近年の風水害や地震では犠牲者の多くを高齢者が占めており、高齢者、障害者更には、日本語のわからない外国人などの災害時要援護者の避難支援等が課題となっている。

⇒ 災害時に力を発揮する日常的なつながりや支えあう活動の必要

<時々、ちょっとしたことの手助けに困る人々> 一人暮らし高齢者や障害者には、ゴミだし、電球の交換のような「時々」「ちょっとしたこと」の手伝いを頼める相手がなく困っている人々がいる。

⇒ 制度の外にあるニーズへの対応が必要

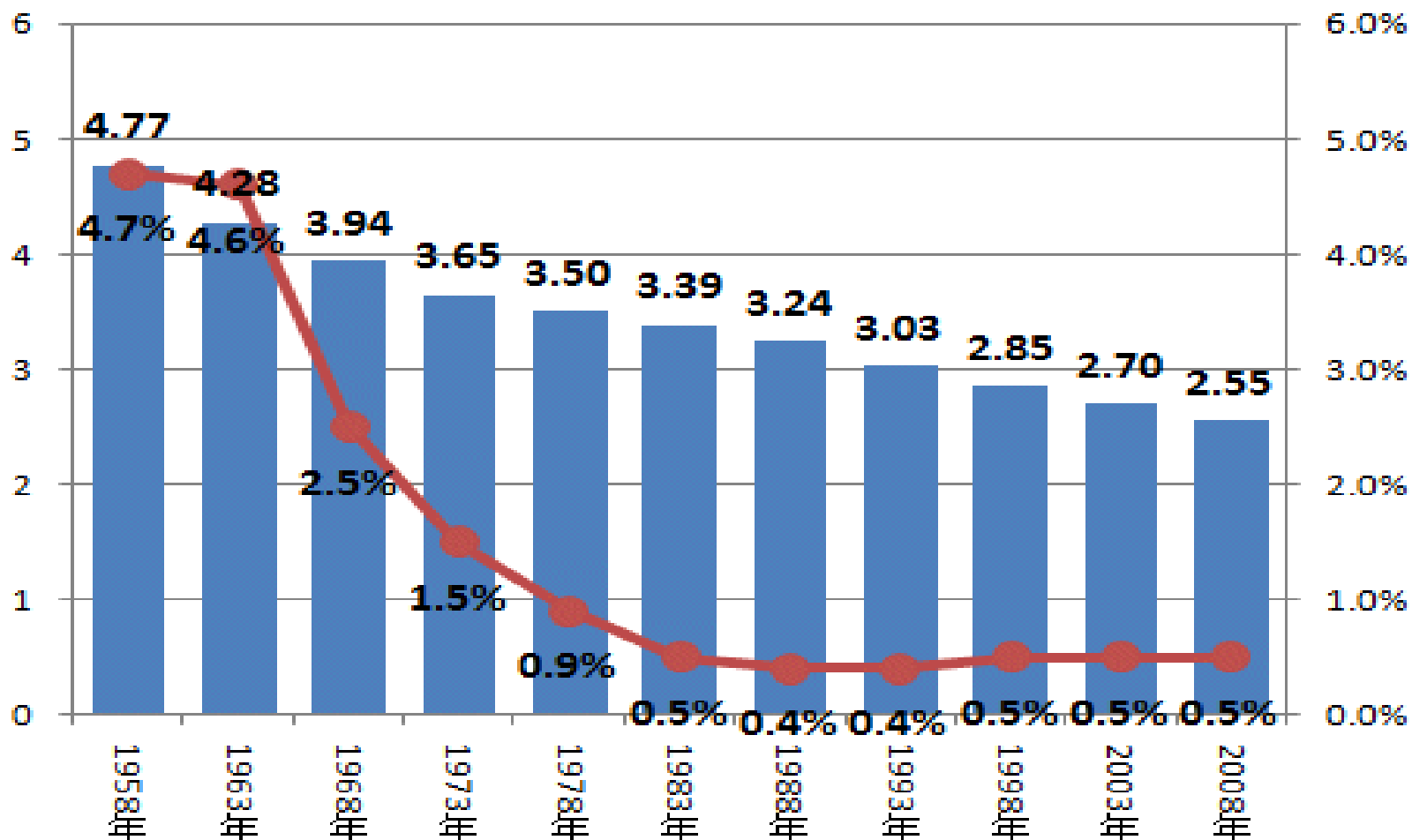
<軽度者や一時的な要支援者> 要支援・要介護にならない軽度障害、病気や怪我による一時的な要支援状態等は制度の対象にならないため、買物や外出支援などのニーズ充足が困難。

⇒ 制度の谷間にある者への対応が必要

<重なり合う問題> 要介護の親と障害のある子の世帯など、ひとつの世帯に問題が重なる場合に、必要なサービスを組み合わせるとひとつの世帯に責任をもって関わっていない。

2. 社会的孤立と地域福祉

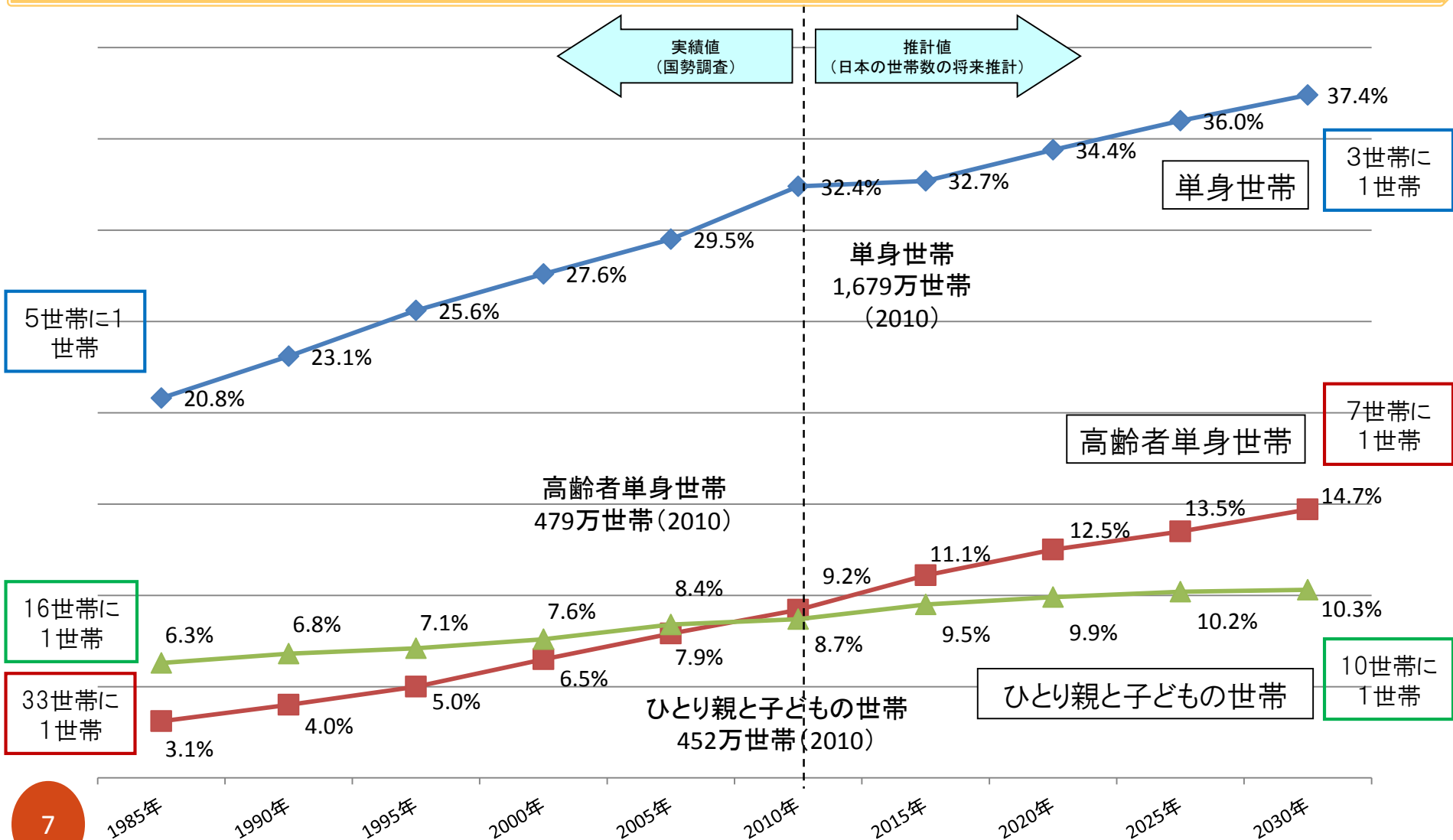
「1世帯当たり人員」と 「同居世帯がある世帯の割合」の推移



世帯構成の推移と見通し

厚生労働省資料

- 単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯ともに、今後とも増加が予想。
- 単身世帯は、2010年現在で、3割を超える1,679万世帯（全世帯数約5,184万世帯）、2030年には約4割に達する見込み。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」(平成22年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」

孤立した生活が広がり一般化した

- ・単独世帯; 2025年にすべての都道府県で最大の割合に
- ・65歳以上の世帯主が全世帯主に占める割合;
2020年にすべての都道府県で30%以上
- ・高齢世帯(65歳以上)に占める単独世帯の割合:
2035年46都道府県で30%以上

(日本の世帯数の将来推計 2014年4月国立社会保障・人口問題研究所)

- 孤立生活が標準モデルに(一人暮らしが長期化する)
- 社会関係、人間関係を希薄化させ、孤独な生活になりやすい

社会的孤立のひろがり

- ★ 社会的孤立は高齢者だけでなく広く各世代・各地域の中に広がっており、さらに通常、見えにくい問題であり、社会的排除や孤立の強いものほど制度からもれやすい
- ★ 対応には、近隣住民の参加、専門職との協働が欠かせない。



- 地域の中で多様な福祉の課題を解決する取り組みやシステムづくりが求められている。地域福祉の期待は大きい。
 - ・ニーズの発見
 - ・身近な相談・支援のシステム
 - ・住民参加や多様な社会資源のネットワークによるサービスや活動の開発

自立を支援する互助、共助、公助

- ・公助：最後の砦としての支援（生活保護）
- ・共助：社会保険制度（年金、医療、介護、失業等）
- ・互助：地域の助け合い・支えあい
- ・自助（自立）：家族や自身での対応（判断）



◎自助（自立）か、共助・公助（制度）の2択ではなく
基本は自助（自立）であり、
自助（自立）を支える地域の互助があり、
互助を支える、共助・公助がある。

という関係に変えていくことが必要では・・・

福祉コミュニティづくり

① 地域全体が福祉について関心をもつ
地域社会をつくる。地域づくり。

⇒気づいた中での、自然なたすけあい。

⇒地域に根付いた文化

② 福祉について関心をもった人たちが具体的な
支援活動をすすめる。そのための仲間や組織を
つくる。

→当事者の組織、サロン、ボランティア、地区社協

→インクルージョン(地域包摂)

→さまざまな福祉コミュニティをつくり(=サロン活動、見守り活動、食事サービス・・・)、地域全体の意識や文化を変える。

今日の地域福祉活動

ふれあいいいきいきサロン

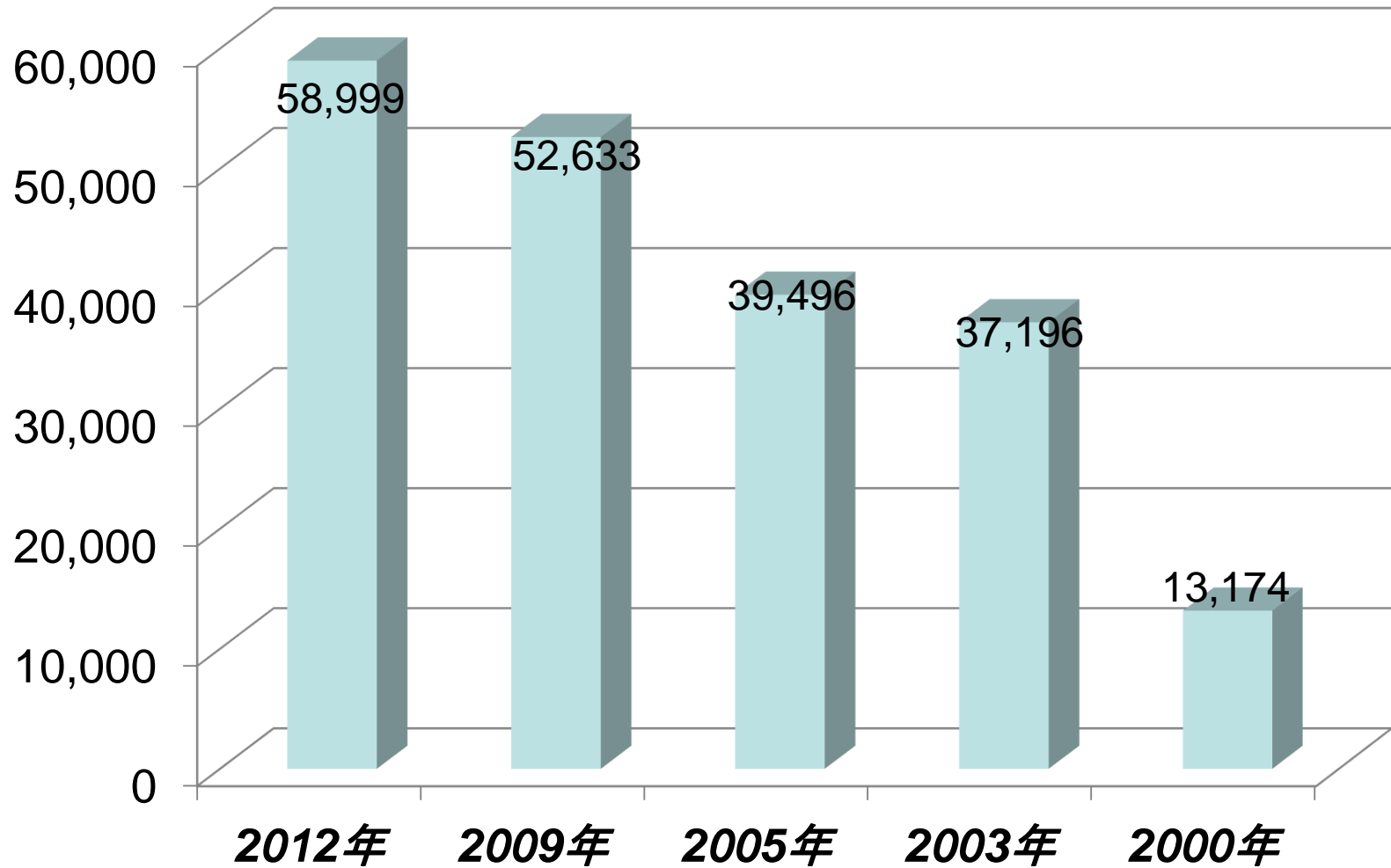
- ✕ 地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、ともに運営していく楽しい仲間づくりの活動

老後をいきいきと暮らすには

- 人と会って会話をし、大声で笑うこと
- 出かけて行って仲間と楽しい時間を過ごすこと
- 定期的に外出する機会があること

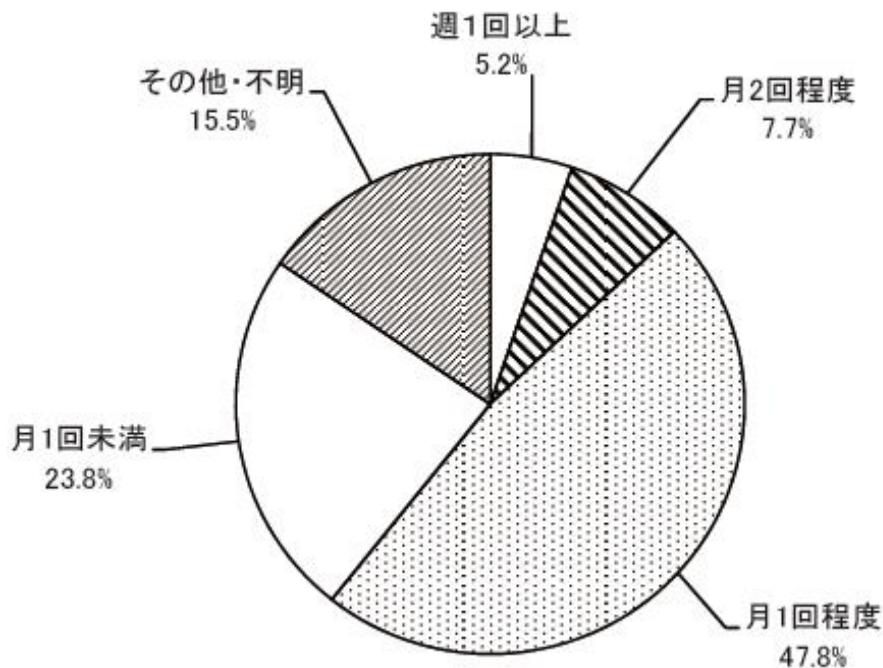
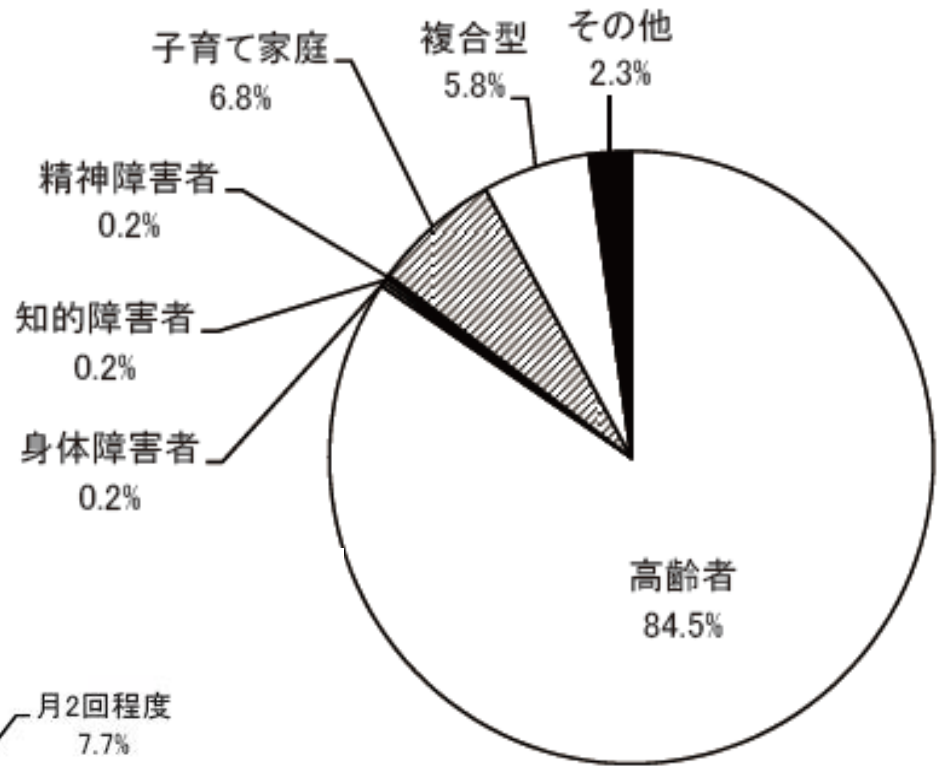
こんなことが、日常の生活習慣のなかに組み込まれていることが大切

ふれあい・いきいきサロンの広がり



対象者・頻度

- 年間の延べ参加者数は約600万人

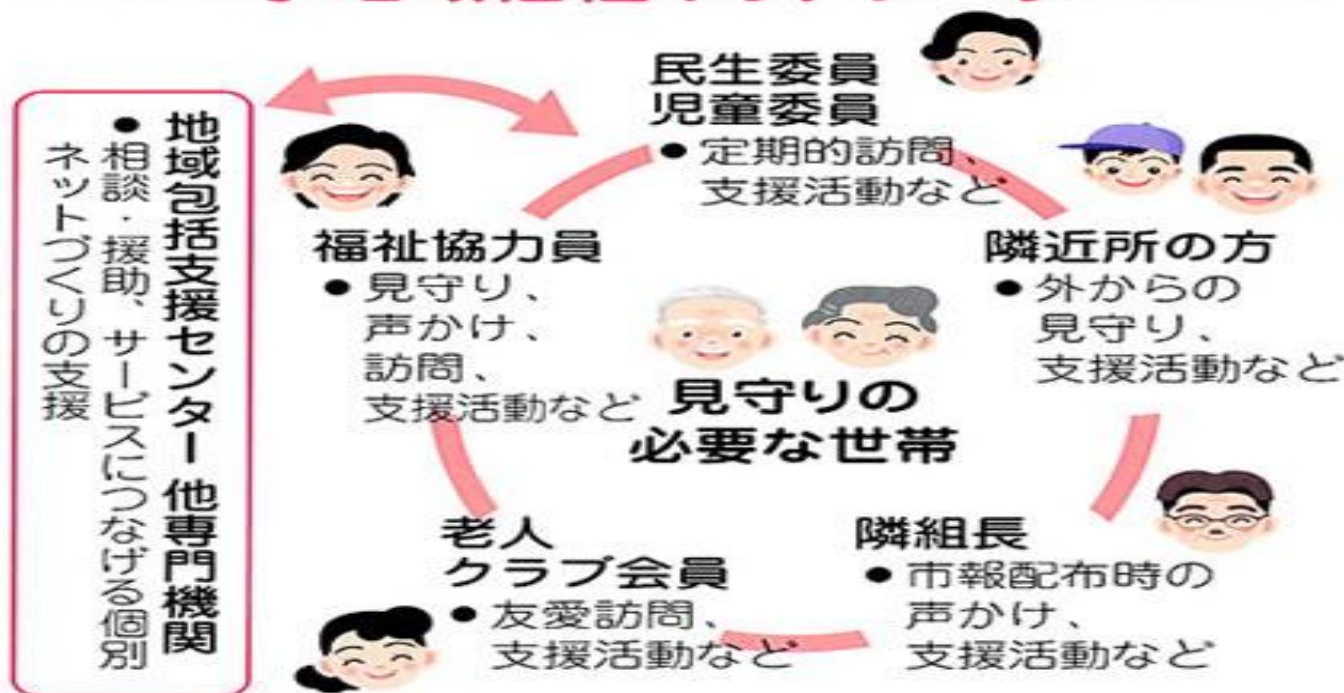


(社協活動実態調査2012. 4現在
N=1,337)

小地域ネットワーク活動（見守り・支援）

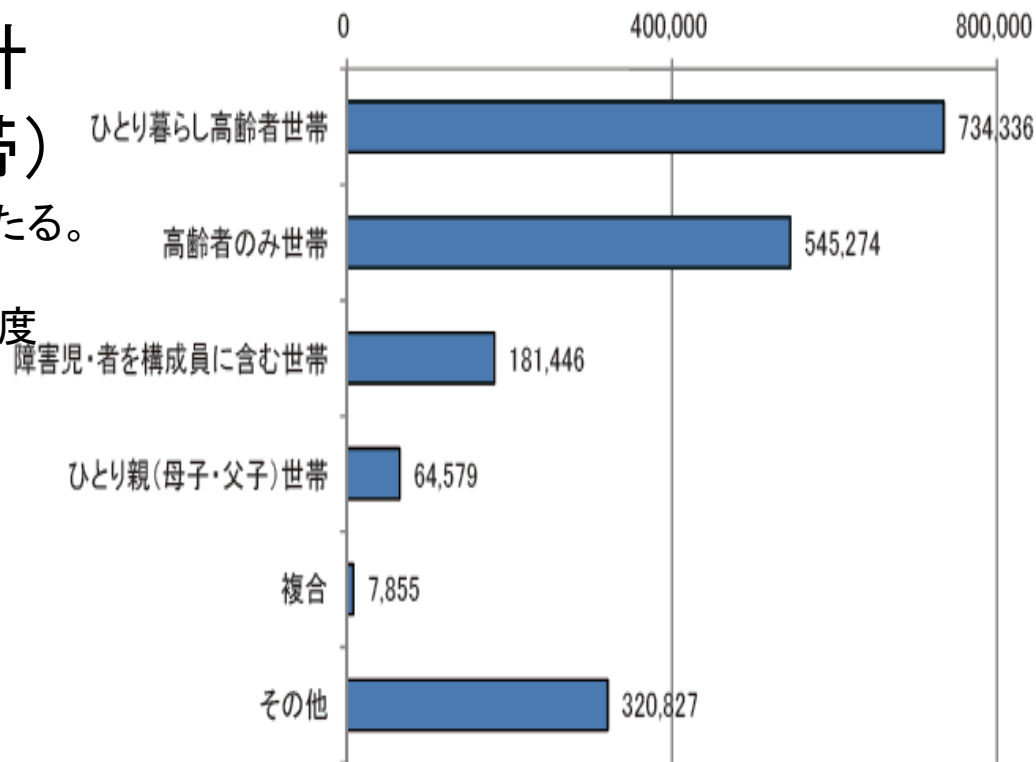
- 近隣の助け合いや支えあいの活動を近隣のネットワークで組織的に展開する。
- 支援の検討会、専門機関とのつながりの中で定期訪問など一定の継続性をもった活動

……小地域福祉ネットワーク……



■ 活動対象者の総計 1,854,317件(世帯)

全国の全世帯数の3~4%にあたる。
高齢者がいる世帯の6%程度
ひとり暮らし高齢者では30%程度
高齢者のみ世帯15%程度



■ 活動の担い手の総計 407736人

(住民、ボランティア、福祉協力員・福祉委員等。 民生委員・児童委員は除く。)

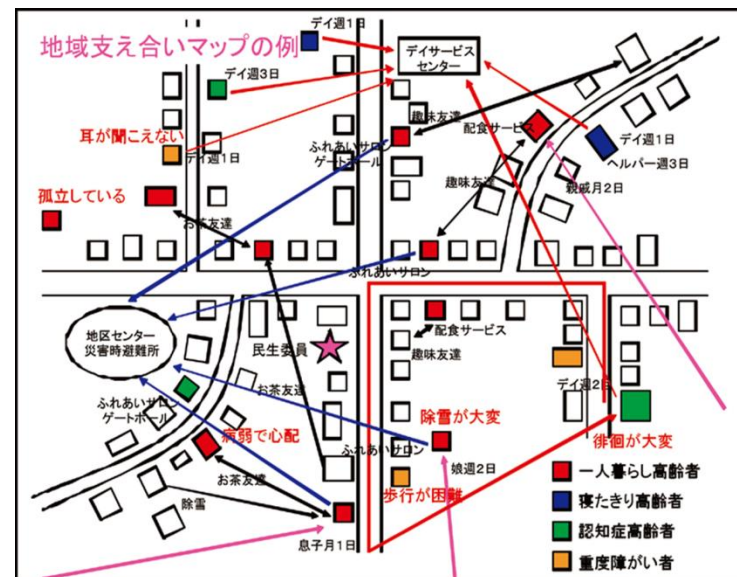
(社協活動実態調査2012. 4現在
N=1,337)

福祉支えあいマップ

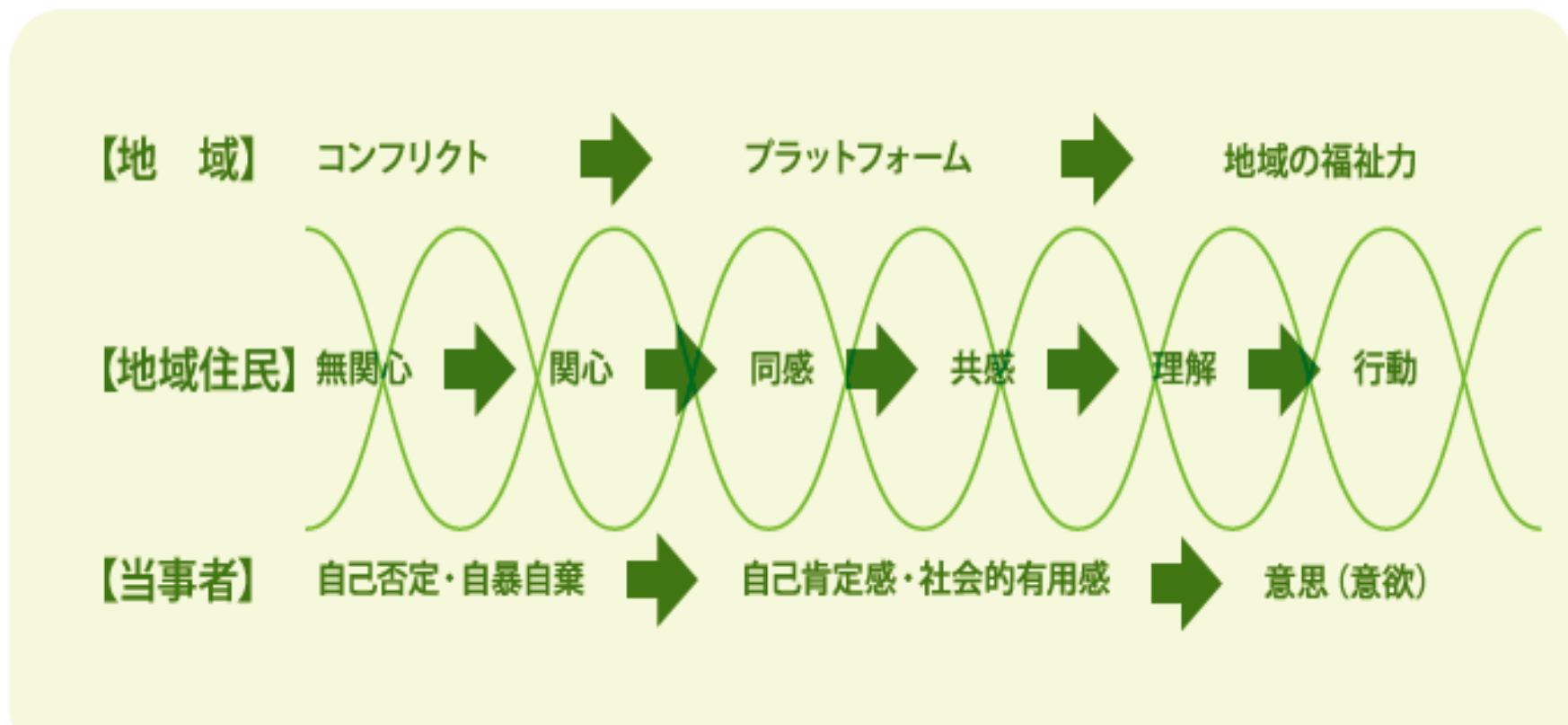
- ◆地域の支援を必要な人やその人をめぐる支援や居場所、つながりなどを地図上におとし、地域の福祉課題を調べる取り組み。

⇒災害時の要援護者の把握、小地域ネットワーク(見守り・支援)活動などの取り組みへ

- ◆保管や取り組みにおいて、一定のプライバシーへの配慮が必要。



★福祉教育の展開による当事者や地域へのエンパワメント



出典：社会的課題の解決にむけた福祉教育のあり方研究会報告書
(2013.3 全社協・全国ボランティア・市民活動振興センター)

3. 「社協・生活支援活動強化方針」 の展開

◆ 「社協・生活支援活動強化方針」(平成24年10月) ◆

今日的な地域福祉課題と社協の使命

○ 地域における生活課題の深刻化と広がり

- ・ 少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴う地域社会や家庭の変容
- ・ 経済情勢や雇用環境の厳しさの長期化等



- ・ 孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立、経済的困窮や低所得、虐待や悪質商法などの権利利擁護など、地域における生活課題の深刻化、広がりが進む。

○ 「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とする社協には、こうした今日の地域福祉の課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを図ることが強く求められる。

策定の目的

- 現在の社協活動が、「地域住民が抱える今日的な生活課題の解決につながっているのか」ということを自ら真摯に点検し、事業や活動の強化を図るために、全国の社協が、これからの社協活動の強化の方向性を共有化することを目的とする。

『地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言』

【全国の社協役職員がこれからの社協活動の方向性やあり方を共有するもの】

- 社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

【あらゆる生活課題への対応】

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

【相談・支援体制の強化】

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

【アウトリーチの徹底】

私たちは、これまでのコミュニティワークや個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ(地域に出向いていくこと)を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

【地域のつながりの再構築】

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会・町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター(担当)の取り組みと一体となって、ボランティア・NPO団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれをも排除しない地域社会づくりを進めます。

【行政とのパートナーシップ】

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけを進めます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

生活支援活動と社協の総合相談・生活支援の考え方(未定稿)

ニーズの発見・掘り起こし

- ★訪問・相談活動 サロン活動
- ★住民や民生委員などのネットワークから
- ★行政や専門機関などのネットワークから

★深刻な生活課題ほど地域の中で潜在化している。

相談・ニーズの検討

- ★どんな生活課題も受け止める。(断らない)
- ★その状況を把握(アセスメント)し、対応を判断する。
- ★サービスや制度の隙間にあり支援につながりにくい生活課題を抱える人や世帯を支援につなぐ。

- ①相談による助言のみで終了
- ②他の機関や制度サービスにつなぐ
 - * 他の相談機関の方が適切に対応できる場合
 - * 制度サービス利用の紹介のみで生活課題が解決できる場合
- ③緊急な対応(医療機関や行政機関につなぐ)
 - * 生命の危機や虐待、深刻な権利侵害に関わると判断される場合
- ④当座の支援(衣料品・食料品・当座の住居等の提供、訪問支援)
 - * 困窮状態が厳しい場合

⑤継続的な支援活動の検討実施

複数の生活課題を抱える世帯/制度サービスでは対応できないニーズ/地域社会との関係づくりが難しい人への対応(ゴミ屋敷・ホームレス等)サービスや支援が必要だが、拒絶している人への対応

支援の展開

- ★深刻な生活課題についてサービス 機関や様々な活動団体、住民の福祉活動と協働し、支援計画に基づく支援を展開する。
- ★生活支援相談員だけにまかせず、社協全体・地域全体としての支援とする。

- 援助計画や評価にもとづく支援
- 住民による福祉活動や民生委員・児童委員活動、社会福祉施設、専門機関等の協働的な支援。(ケア会議等の開催)
- サービス拒否等の事案は、当事者にとって抱えている課題を把握すること自体も支援計画になる。
- 必要に応じた行政機関との調整。

サービス開発・地域づくり

★総合相談・生活支援をすすめるプロセスにおいて出合ったり、連携して一緒に支援した機関・団体や人々との協働の場を設定し、ニーズ発見のしくみづくり、新たなサービス・活動の開発(移送サービス、食事サービス)、制度改善を行う。

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施する。
 - ※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能(他の事業も同様)。
 - 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給する。
2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）
 - 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業
3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定
 - 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき「**一定の基準に該当する事業であることを認定**」する。
4. 費用
 - 自立相談支援事業、住居確保給付金：**国庫負担3/4**
 - 就労準備支援事業、一時生活支援事業：**国庫補助2/3**
 - 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：**国庫補助1/2**

施行期日

平成27年4月1日

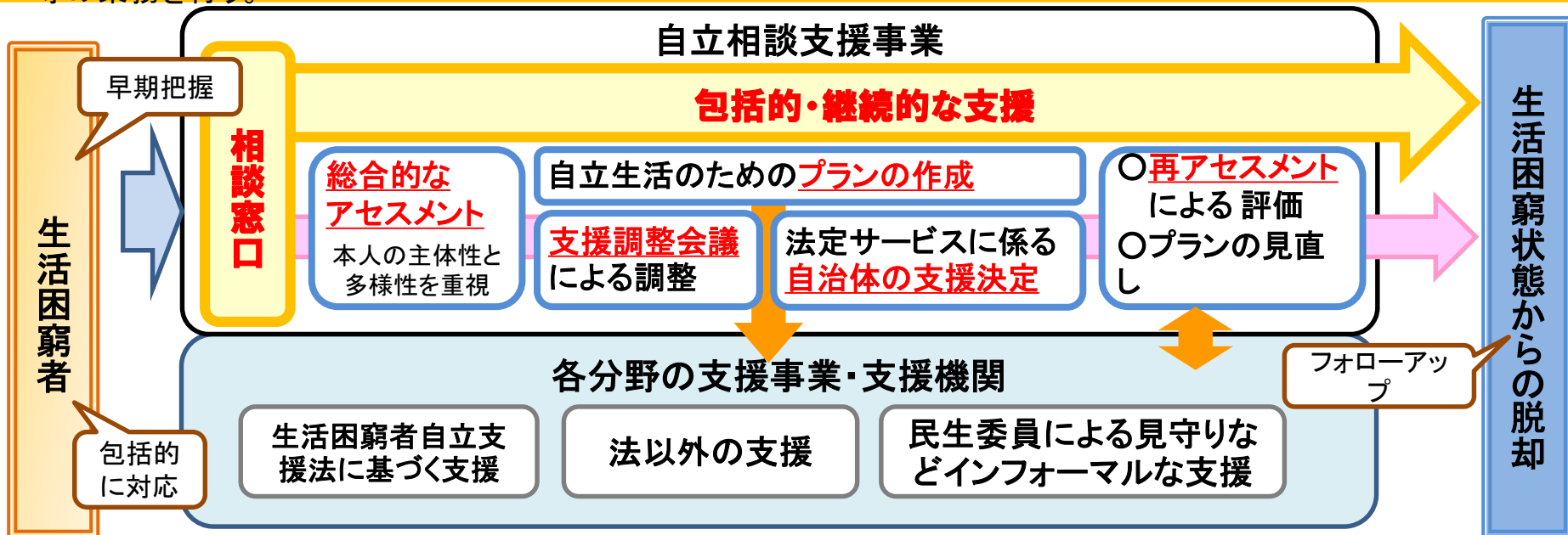
新事業の概要

○ 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。

※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。行政は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。

○ 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、

- ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
- ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
- ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

○ 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。

○ 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

◆ 生活困窮者自立支援法への対応 ◆

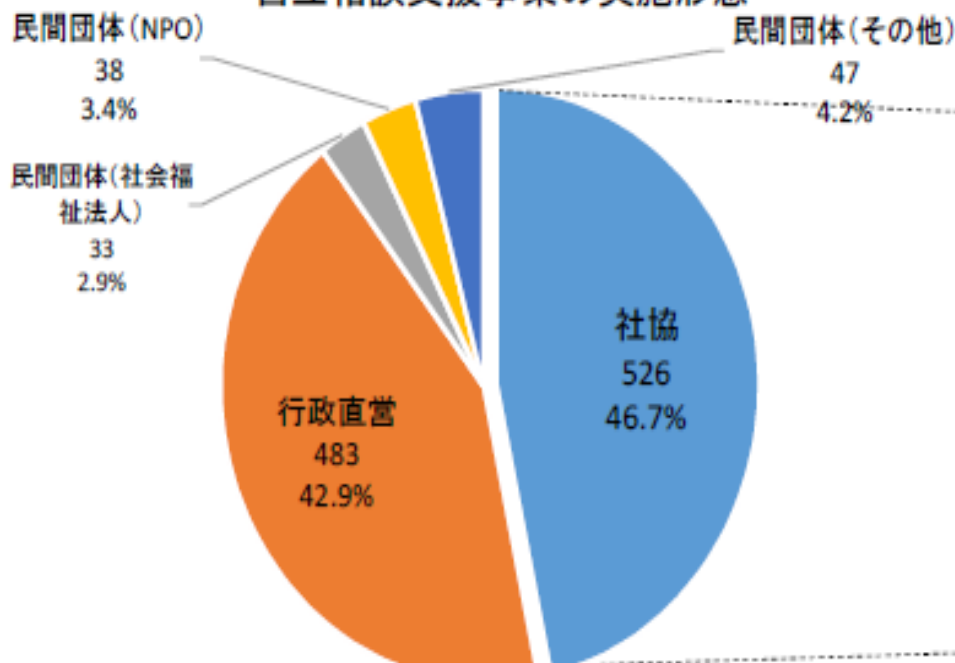
(地域福祉の中核的な総合相談・地域生活支援の中核的に事業として発展させる。)

社協における自立支援事業等への取り組み状況

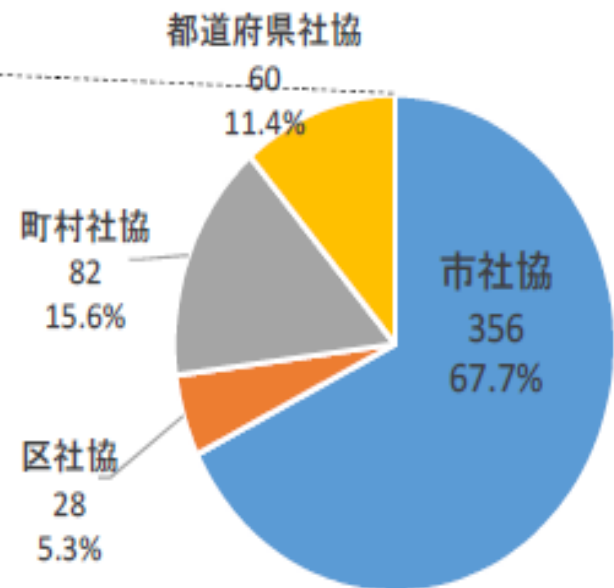
(平成27年4月1日現在 全社協・地域福祉部取りまとめ*)

*実施圏域のうち57.1%が民間委託。民間委託のうち81.7%が社協委託(一部、他団体との共同実施を含む)

自立相談支援事業の実施形態



事業を受託した社協の内訳



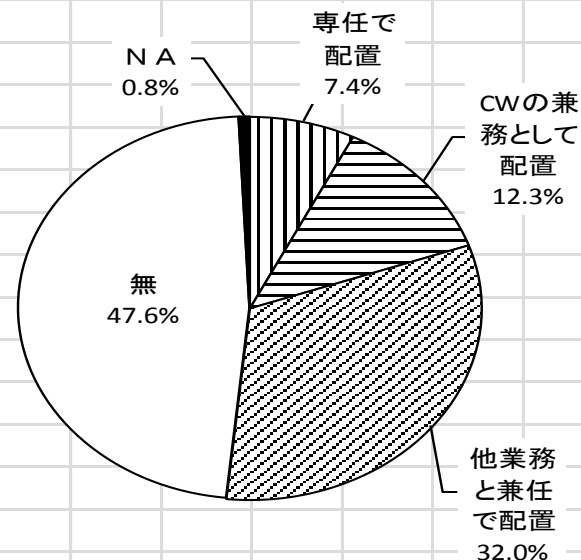
※ 都道府県・指定都市社協より把握された、各自治体による支援の圏域(1,127圏域)を基に集計を行ったもの。町村部において、町村ごとに圏域を設けるほか、郡や近隣の町村を合わせた圏域を設定したり、町村部全域を1つの支援の圏域とするなど、福祉事務所の圏域とは異なるところもある。指定都市でも、市全域を1カ所としたり、区ごとに支援の圏域を設けているところもある。

地域福祉コーディネーター(コミュニティソーシャルワーカー)の配置状況(平成24年4月1日現在・全社協調べ)

専任で配置	コミュニティワーカーの兼務として配置	他業務と兼任で配置	無	NA
98	164	426	635	10
7.4	12.3	32.0	47.6	0.8

N=1,333社協

単位:上段=社協数、下段=%

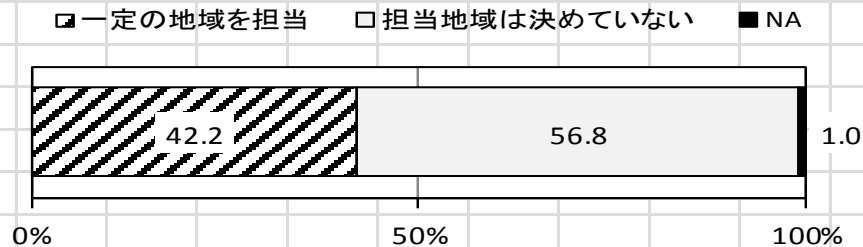


[図表20-] 担当地域の有無

一定の地域を担当	担当地域は決めていない	NA
290	391	7
42.2	56.8	1.0

N=688: 配置している社協

単位:上段=社協数、下段=%



◆総合的な権利擁護支援への取り組みの推進◆

○ニーズの増加

- ・認知症高齢者の増加、知的障害者の精神障害者の地域生活移行の推進
- ・家族機能の低下、単身世帯の増、親なき後の問題

○ニーズの顕在化

- ・適切な後見の申立人や後见人そのものが確保できない、
- ・制度の利用の仕方がわからない、ニーズがあるのに見逃されている……

1. 日常生活自立支援事業

- ・実契約件数は4.5万人を超える。利用状況に地域格差。
- ・財源確保に厳しさが増している。⇒体制整備に厳しさ⇒待機者

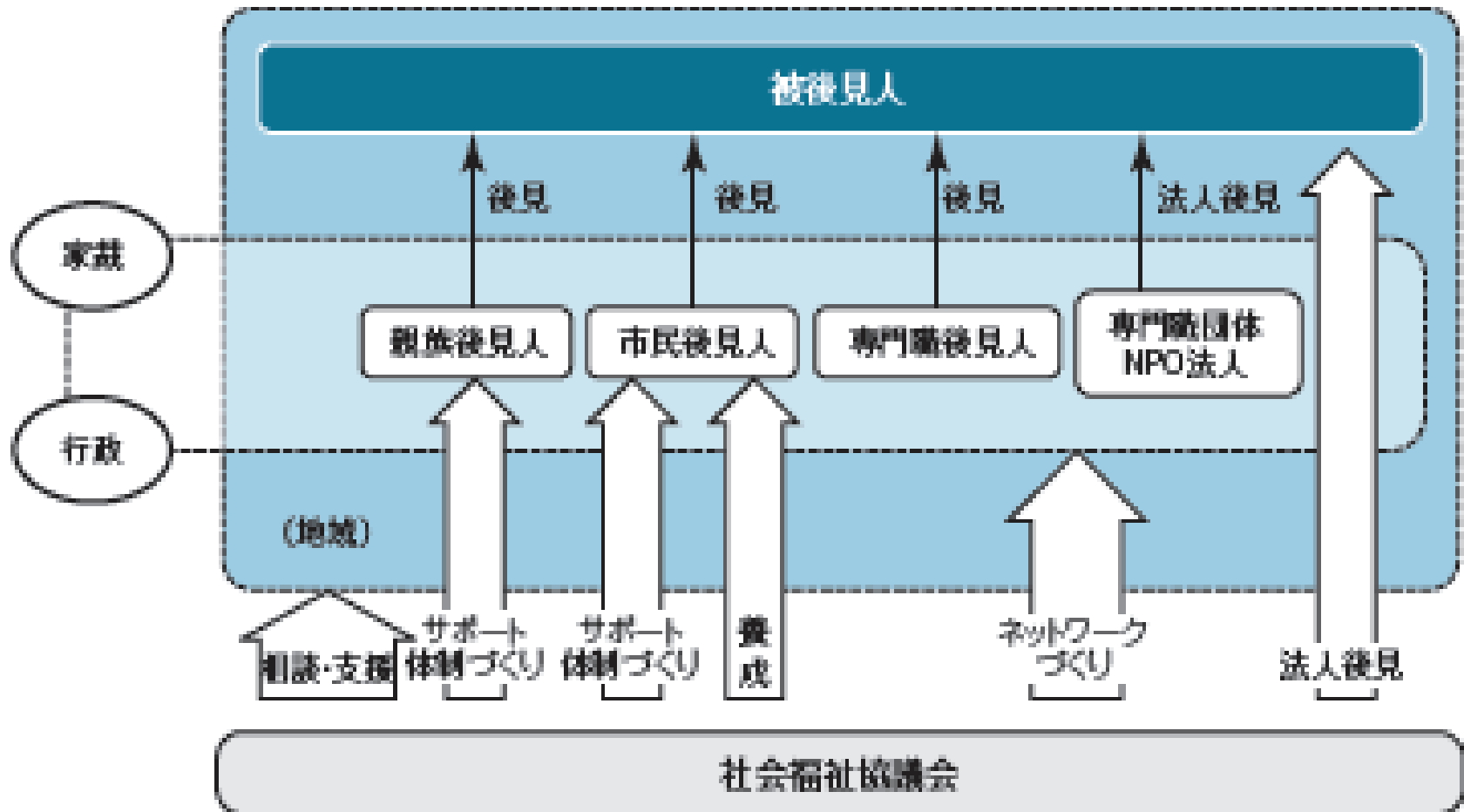
2. 社協における成年後見（法人後見）実施の取組み

- ・法人後見実施社協数 100か所余り（平成22年）→298か所（平成26年）
（社協の法人後見の受任 697件〔全体の2%程度〕）
- ・日常生活自立支援事業利用者の判断能力の低下も含め、増えるニーズへの対応
- ・行政との関係づくりと関係機関の合意形成が不可欠

3. 地域における総合的な権利擁護体制の構築

- ・現在 約130社協で権利擁護センター等を実施
（日常生活自立支援事業＋法人後見・市民後見等の実務対応＋各種相談・啓発等）
- ・市町村が実施する権利擁護（成年後見）センターする場合は、6割以上が社協委託
- ・町村部等における広域実施の可能性

市町村における権利擁護(成年後見)センターへのイメージ



4. 社会福祉施設と社協の協働による地域公益活動

市区町村社協における社会福祉施設 との関わり

- 理事・評議員位置づけている市区町村社協。
理事63.9% 評議員64.1%
- 構成員（会員）として位置づけている。29.4%
（構成員（団体）の会員制度がある社協
42.0%）
- 社会福祉施設の連絡会の設置11.6%
- ボランティア活動の推進における協働
49.6%

全社協 福祉ビジョン2011(抜粋)

～ともに生きる豊かな福祉社会をめざして～

2010.12全社協 政策委員会

新しい課題に向き合う社会福祉法人等の責任と使命(私たち自身の決意)

- 1) 柔軟に対応できる制度内の福祉サービスの強化、確立
- 2) 制度で対応しにくいニーズに応える福祉サービス・活動の積極的展開
- 3) 市区町村単位での相談・調整機能の連携・総合化の仕組みづくり
- 4) 制度改革の働きかけ

第2次行動方針(2015.3)

いま、重点的に取り組む重要課題～地域におけるセーフティネットの仕組みの強化～

1. 地域における総合相談・生活支援体制の強化、確立
- 2. 地域での公益活動の展開強化**
3. 福祉サービスの質の向上と社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の経営管理の強化
4. 福祉の職場の社会的評価の向上、福祉人材の確保・育成・定着の取組強化
5. 大規模災害と防災への対応の強化
6. 地域住民等の地域コミュニティへの参加環境づくり
7. 地域での計画的な福祉基盤の確立と制度改革の働きかけ

【地域公益事業とは】

社会福祉法人が公的な資源として、社会福祉事業や公益事業、または、これらの事業の拡充や新たな取組の実施等により、制度や市場のみでは解決・緩和できない地域の福祉課題・生活課題に柔軟に対応する活動

地域での公益活動の展開強化

(全社協 福祉ビジョン2011第2次行動計画より)

①社会福祉事業を基盤とした多様な福祉課題・生活課題への対応

社会福祉法人・福祉施設は、制度や市場のみでは十分に対応できない福祉課題・生活課題の解決や緩和に資する地域での公益活動に創意・工夫をもって取組ます。また取組みにあたっては、地域社会・住民への情報発信・PRとともに、意見を反映する仕組みや活動への協力・参画を促す仕組みをつくりま

②総合的な相談・支援の実施

社会福祉法人・福祉施設それぞれの専門分野は生かしつつ、あらゆる相談を受けつける(必要に応じて他につなげる)体制・支援をすすめます。また、これらの活動により把握した福祉課題・生活課題にもとづく、地域での公益活動をすすめます。

生活圏域における相互連携の調整や活動促進、市区町村段階の総合相談・調整窓口の運営は市区町村社会福祉協議会が積極的に役割を果たします。

③多様な公益活動の実施

生活保護や生活福祉資金貸付制度等で対応しにくい緊急的な経済的援助、学習環境が整っていない家庭の子ども等に対する学習支援、中間的就労の場の整備等の多様な公益活動を地域のニーズに即してすすめます。

④災害時支援、緊急支援活動の実施

福祉避難所の設置等の災害時の対応や、制度で対応しにくい緊急の支援活動(介護・保育等)ができる仕組みをつくりま

⑤一時保護・緊急一時避難機能の強化

無料低額宿泊施設、更生保護施設等の生活保護施設、緊急一時保護事業や空き家活用事業等の制度を活用し、住居のない失業者、矯正施設退所者等の住居確保、虐待や暴力からの被害者等の避難、シェルターなど積極的な保護的支援の機能の強化を図ります。

○ 市町社協における協働事業例

	市区町村名	事業概要・特長
秋田県	小坂町社協	社会福祉法人と協働して地域住民が気軽に集い交流できる福祉拠点「こさかわいらいエリア」を開設。多世代交流拠点、生きがい就労拠点、健康づくり拠点の3拠点を運営。
岐阜県	大垣市社協	大垣市社協が、西濃地域社協、岐阜県老人福祉施設協議会西濃支部と連携し、1市4町を圏域とする西濃地域成年後見支援センターを設立。岐阜県老人福祉施設協議会西濃支部(3特養)は入所1床あたり1,000円の負担金を拠出。
広島県	江田島市社協	圏域内の老人福祉施設と連絡会議を定期に開催し、まずはお互いの業務を知ること、お互いの強みと足りない部分を出し合い、定型業務以外での個別支援や地域支援をアウトリーチのもとで実施し始めた。サロン支援、地域講座支援、相談業務のネットワーク化などが主な柱となっている。

○ 都道府県単位での取り組み例（いずれも都道府県社協が事務局を担う）

※ 社会福祉法人等の拠出による基金を設け、生活困窮者等への相談支援・当座の生活支援（給付）や社会資源開発を展開。

	事業名	開始時期	事業概要・特長
大阪府	生活困窮者レスキュー事業	2004年 4月	府社協老人施設部会が事業を展開。2015年4月からは施設の種別を越えた「オール大阪」で取り組む。
神奈川県	かながわライフサポート事業	2013年 8月	2014年度の参加法人数は45、CSWの委嘱者数は88人（全種別）。企業にも寄付を呼びかける予定。
埼玉県	彩の国あんしんセーフティネット事業	2015年 3月	参加予定の法人数は132（全種別）。県内に4つの事業拠点を設け、社会貢献支援員を配置する。
滋賀県	滋賀の縁創造実践センター事業	2014年 9月	団体会員は14、法人会員は186（全種別）。基金には社会福祉法人のほか行政からも拠出。CSWの配置。

市区町村社協との連携による地域公益事業

【生活圏域での多様な支援を実現するネットワークの構築】

社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・老人クラブ、NPO法人等非営利法人、ボランティア・市民活動グループ等の連携が重要であり、。社協は、取り組みの支援の役割を果たす。

【市区町村社協との連携による地域公益事業】

1. 多様化・深刻化する生活課題の解決にむけて協働して公益活動に取り組む
2. 互いの事業展開や意向を踏まえ、地域の福祉課題を共有し、実施可能な取り組みを検討
 - ・ 住民福祉活動と連携・協働する活動の推進（住民福祉活動の拠点づくり、相談支援活動との連携・協働、地域住民の福祉体験や社会貢献の場）
 - ・ 専門職等が参画する協働事業の実施（住民福祉活動の担い手の養成、福祉教育への参画、権利擁護センター等への相談支援事業への参画）
 - ・ 地域で協働する多様な事業や活動の創出と地域福祉財源づくり
- 3 地域住民等も参加する協議の場づくりをすすめ、地域福祉計画等への反映等を図る。
 - ・ 民間福祉活動の協働計画としての地域福祉活動計画の策定→地域福祉計画への反映＝地域協議会の実質的な役割
- 4 複数の市区町村圏域あるいは都道府県・指定都市などを単位にした広域的な展開を検討

「地域協議会」について

「地域協議会」については、地域の実情に応じた運営を考慮しつつ、社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズが適切に反映されるよう、以下のような仕組みとしてはどうか。

【目的】

- 社会福祉法人が「地域公益活動」を実施するに当たり、地域における福祉ニーズを適切に把握する。
- もって、社会福祉法人等による地域福祉活動推進の基盤とする。

【開催主体】

- 所轄庁が既存の福祉に関する協議会を活用して、開催することができるものとする。
- 「地域協議会」の運営については、社会福祉協議会が中心的な役割を果たすケースが想定される。

【機能】

- 社会福祉法人が実施する「地域公益活動」に係る地域における福祉ニーズの把握
- 「地域公益活動」の実施体制の調整等（複数の法人が連携・協働した「地域公益活動」の実施などについての検討・調整）
- 「地域公益活動」の実施状況の確認

【具体的な運用】

- 所轄庁は、地域ケア推進会議等の既存の福祉に関する協議会を活用し、各協議会の代表者、地域住民、所轄庁・関係市町村等が参加し、「地域公益活動」を実施しようとする社会福祉法人が、可能な範囲で制度横断的に、地域における福祉ニーズの把握が可能な場を開催することを基本とする。
- ただし、「地域協議会」の開催については、各地域における既存の福祉に関する協議会の設置状況、活動状況を踏まえた柔軟な運用とすることとする。（複数の所轄庁による共同開催、既存の協議会への社会福祉法人の出席など）
- 既存の福祉に関する協議会の多くは、地方公共団体が設置するものであることから、所轄庁は、社会福祉法人が福祉ニーズを把握する機会を円滑に得ることができるよう、関係地方公共団体と必要な調整を行うこととする。
- また、「地域公益活動」を実施する社会福祉法人は、毎年度、「地域協議会」への参加等により、地域における福祉ニーズの把握に努めるとともに、「地域公益活動」の実施状況を「地域協議会」の場に対して定期的に報告することとする。

【既存の福祉に関する関係者の協議の場の例】（ ）内は、設置主体。※は、任意設置。

- 市町村単位の地域ケア会議（地域ケア推進会議）※
- 障害者総合支援法に基づく協議会（市町村、都道府県）※
- 子ども・子育て支援法に基づく合議制の機関（市町村、都道府県）※
- 都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会
- 地方社会福祉審議会（都道府県、指定都市、中核市）
- （○市町村地域福祉計画の策定等に係る策定委員会、地域懇談会（市町村）） など

◆地域福祉計画の策定状況等について◆

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1742市町村
- 回答数: 1742市町村(回収率100.0%)
- 調査時点: 平成26年3月31日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

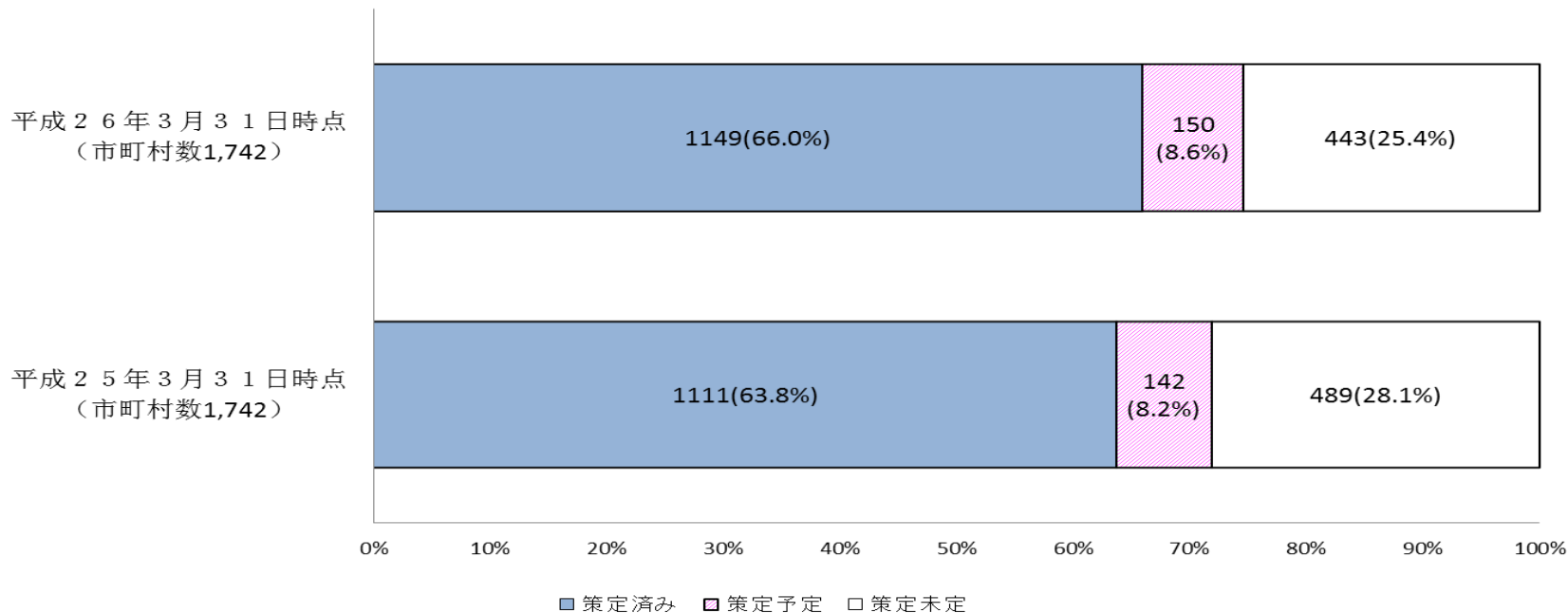
【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成26年3月31日現在

厚生労働省資料

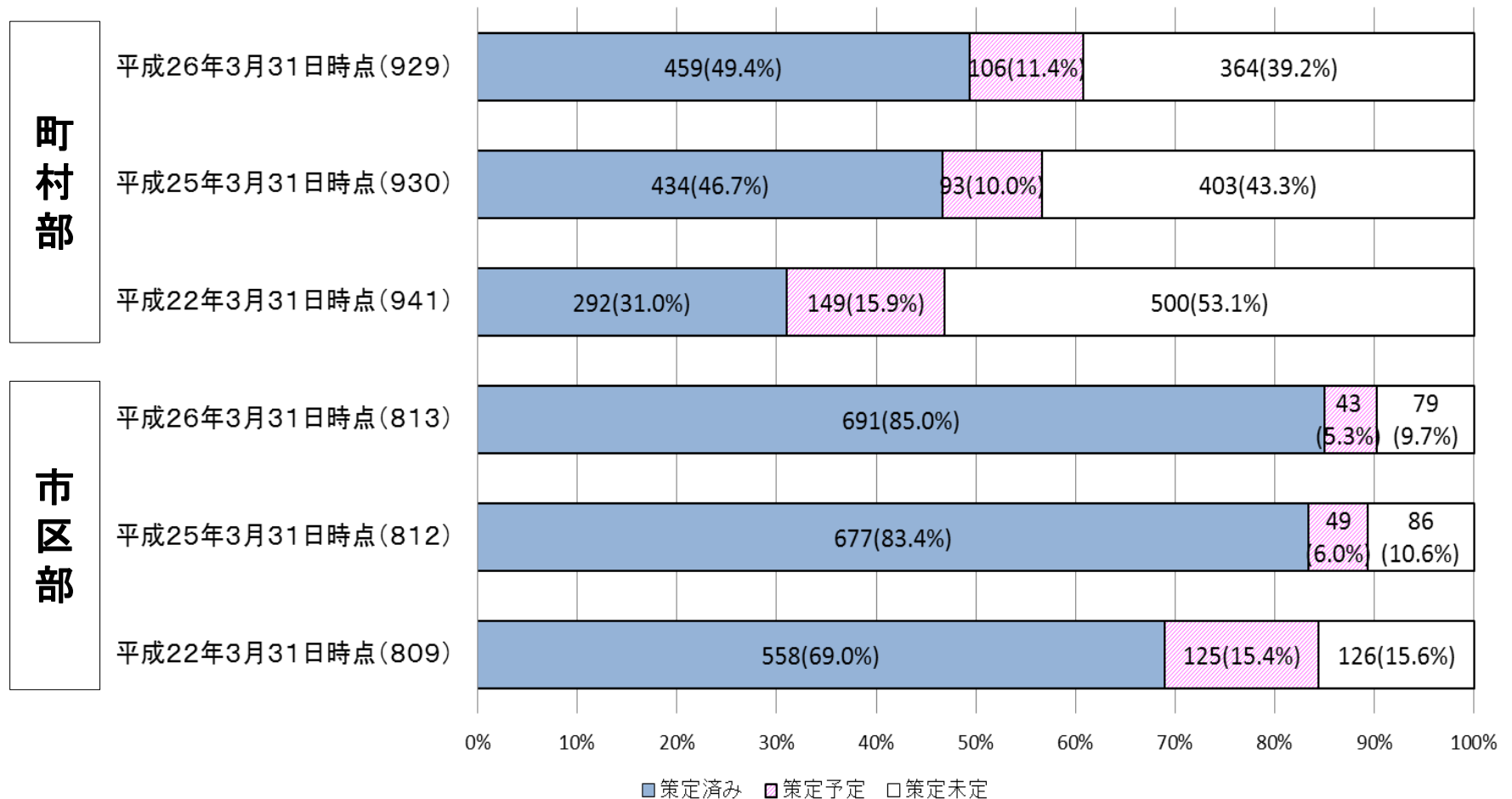
【市町村地域福祉計画の策定状況】

○「策定済み」市町村は、平成25年3月31日時点調査と比較して38市町村(2.2ポイント)増加して66.0%となった。



【市区部・町村部別の策定状況】

- 「策定済み」回答の割合は、平成25年3月31日時点調査と比較して市区部は1.64ポイント、町村部は2.6ポイント増加している。
- 市区部と町村部の策定率には依然として約1.7倍の開きがある。「策定未定」の回答は市区部で9.7%、町村部で39.2%となっており差が大きい。



◆地域福祉活動の策定状況等について◆

地域福祉活動計画の策定状況(2014年4月1日現在)

① 期限が有効な地域福祉活動計画の有無

有	無	NA
694	624	6
52.4	47.1	0.5

N=1,324社協

単位:上段=社協数、下段=%

② 地域福祉活動計画と地域福祉計画の関係

一体的に策定	一体的ではないが期間・内容をあわせている	それぞれ別に計画を策定	NA
211	191	273	19
30.4	27.5	39.3	2.8

N=694:地域福祉活動計画がある社協

単位:上段=社協数、下段=%

③ 地域福祉活動計画の策定予定の有無

策定中	策定を予定	予定していない	NA
90	192	304	38
14.4	30.8	48.7	6.1

N=624:地域福祉活動計画がない社協

単位:上段=社協数、下段=%

④ 小地域福祉活動計画の策定の有無

地域福祉活動計画と一体的に策定	地域福祉計画と一体的に策定	個別に策定	策定していない	NA
145	26	65	1,067	21
11.0	2.0	4.9	80.5	1.6

N=1,324社協

単位:上段=社協数、下段=%

地域福祉活動計画とは

- 地域福祉を推進するための民間の協働計画
- 地域の課題を地域の人みんなで相談し、解決のための活動や取り組みを
実践していく。⇒多様な人たちの参加(ボランティア等の活動者、社会福祉施設、
民生委員児童委員、当事者、様々な世代の地域住民…)
- 共同募金財源による計画的な取り組みや社会福祉施設の地域公益活動などを地域社会の合意形成のなかで取り組んでいく。
- 「地域福祉計画」などの行政計画を地域福祉活動計画と連動して策定する。
⇒住民・民間活動の立場から行政計画への反映

住 民 参 加

地域福祉推進の理念・方向性、地域(福祉区・地域福祉圏域)の福祉課題・社会資源の状況

(共有)

地域福祉活動計画

※住民参加の取り組み
※民間活動の基盤整備

地域福祉計画

民間相互の協働による計画

公民のパートナーシップによる計画